

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																													
高石高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが9件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 1562"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">A</td> <td>愛知県</td> <td>令和5年4月21日から同月23日まで</td> <td>10,720円</td> <td>令和5年8月29日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和5年4月30日</td> <td>1,720円</td> <td>令和5年8月29日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和5年5月2日から同月6日まで</td> <td>2,660円</td> <td>令和5年8月29日</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>令和5年7月25日から同年8月1日まで</td> <td>116,320円</td> <td>令和5年9月20日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>令和5年4月15日から同月19日まで</td> <td>59,270円</td> <td>令和6年1月11日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和5年8月2日</td> <td>4,620円</td> <td>令和5年9月12日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和5年8月3日</td> <td>4,500円</td> <td>令和5年9月12日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>沖縄県</td> <td>令和5年11月12日から同月16日まで</td> <td>94,038円</td> <td>令和6年3月4日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>滋賀県</td> <td>令和5年12月28日</td> <td>3,900円</td> <td>令和6年1月30日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	愛知県	令和5年4月21日から同月23日まで	10,720円	令和5年8月29日	滋賀県	令和5年4月30日	1,720円	令和5年8月29日	滋賀県	令和5年5月2日から同月6日まで	2,660円	令和5年8月29日	北海道	令和5年7月25日から同年8月1日まで	116,320円	令和5年9月20日	埼玉県	令和5年4月15日から同月19日まで	59,270円	令和6年1月11日	B	兵庫県姫路市	令和5年8月2日	4,620円	令和5年9月12日	兵庫県姫路市	令和5年8月3日	4,500円	令和5年9月12日	C	沖縄県	令和5年11月12日から同月16日まで	94,038円	令和6年3月4日	D	滋賀県	令和5年12月28日	3,900円	令和6年1月30日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																																											
A	愛知県	令和5年4月21日から同月23日まで	10,720円	令和5年8月29日																																											
	滋賀県	令和5年4月30日	1,720円	令和5年8月29日																																											
	滋賀県	令和5年5月2日から同月6日まで	2,660円	令和5年8月29日																																											
	北海道	令和5年7月25日から同年8月1日まで	116,320円	令和5年9月20日																																											
	埼玉県	令和5年4月15日から同月19日まで	59,270円	令和6年1月11日																																											
B	兵庫県姫路市	令和5年8月2日	4,620円	令和5年9月12日																																											
	兵庫県姫路市	令和5年8月3日	4,500円	令和5年9月12日																																											
C	沖縄県	令和5年11月12日から同月16日まで	94,038円	令和6年3月4日																																											
D	滋賀県	令和5年12月28日	3,900円	令和6年1月30日																																											
措置の内容																																															
<p>検出事項の原因は、関係職員の認識不足と支出命令者及び事務担当者の確認不足にある。 再発防止に向けて、関係職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。</p>																																															

今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月28日）